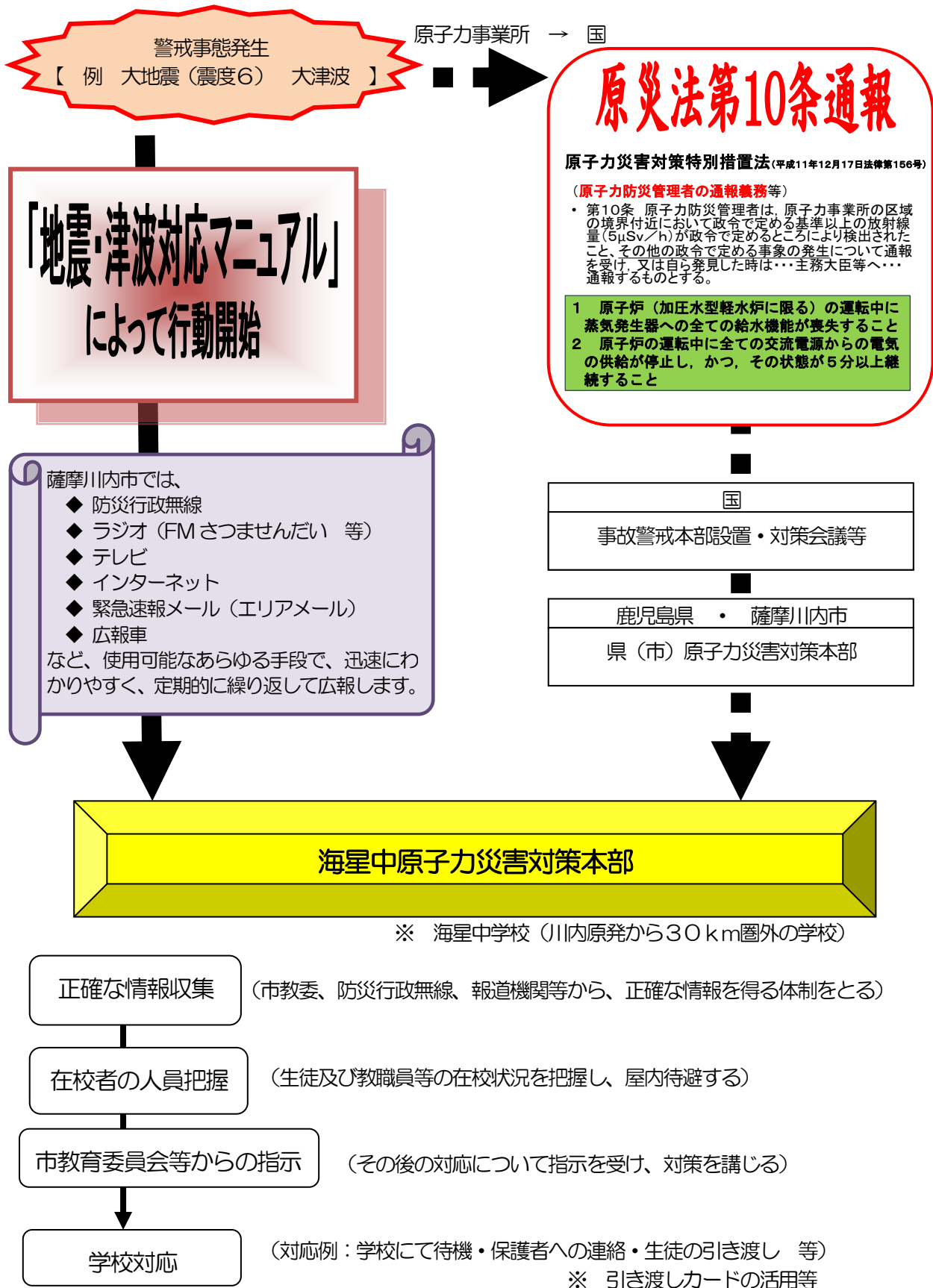


1.1. 原子力防災マニュアル

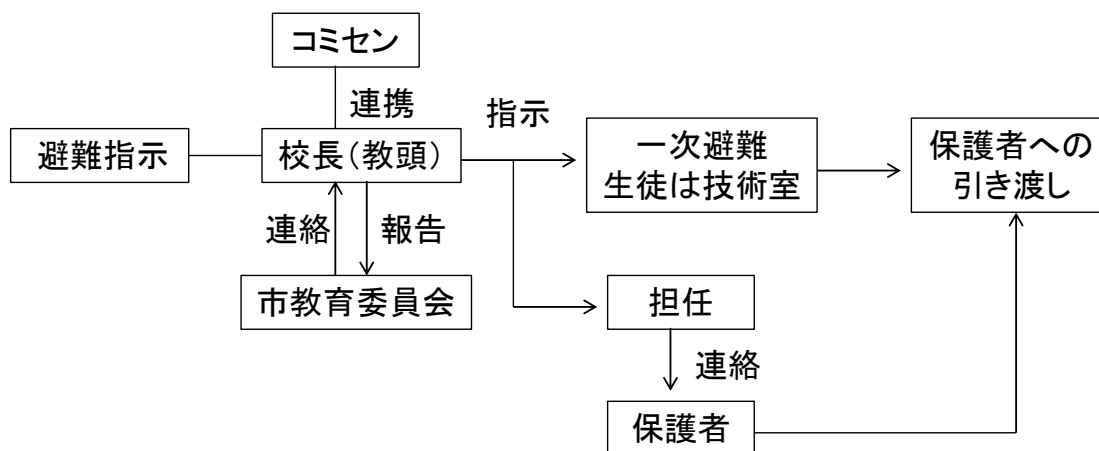
原子力災害発生時の連絡体制及び避難計画



○ 場面に応じた災害への対応

場 面	災 害 対 応 策
学校外活動中	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災行政無線や、広報車などの放送による市災害対策本部からの指示に従う。 ○ 屋外活動中の生徒等を近くの建物に退避させ、顔や手を洗わせうがいさせた後、避難の準備をさせる。なお、学校と随時連絡を取り合う。 ○ 大会等では、施設の管理責任者や大会本部の指示に従う。 ○ 市災害対策本部からの指示に従って、原子力防災対策を重点的に実施すべき区域から速やかに離れ、最寄りの避難所等へ移動し、所在を報告する。 バス等を利用して参加している場合は、そのバスを利用する。 ○ 学校の対応（避難）及び保護者の迎え等について、学校から保護者あて連絡する。
休業日・管理下外	<ul style="list-style-type: none"> ○ 休業日に活動等で生徒等が登校している際に、原子力災害が発生したときは、学校に来ている教職員で、市災害対策本部からの指示に従って、生徒等の安全を確保できる体制及び保護者に連絡できる体制を整える。（授業中の対応に準ずる。） ○ 生徒等が自宅にいた時に原子力災害が発生し、校区内に避難指示が出た場合、教職員は可能な限り生徒等の所在を確認する。また、学校が避難所となっている場合、教職員は可能な限り学校へ向かい、避難所運営の支援を行う体制を講じ。

緊急時の対応（保護者引き渡し）



- (1) 生徒への引き渡しは技術室前とし、引き渡し後はグラウンドを通り給食センター方面に抜ける。
- (2) 保護者へ引き渡しの際は、引き渡しカードでチェックする。
(カードには、引き渡し後の連絡先や避難先を記入し保管する。)